

別紙1 用語の定義

(第1条関係)

- (1) 「維持管理企業」とは、性能評価検証業務及び保全管理業務を実施する者である_____をいう。
- (2) 「完成図書」とは、第28条第4項の定めるところに従って甲に提出された書類及び図面（その後の変更を含む。）をいう。
- (3) 「既存施設」とは、海老江下水処理場内において本契約締結時に整備済みの各施設及びその附帯設備をいう。
- (4) 「建設企業」とは、建設業務を実施する者である_____をいう。
- (5) 「建設業務」とは、要求水準書によって定められた以下の本件工事及びその関連業務をいい、要求水準書において建設業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。
 - ①全般業務
 - ②建設に伴う各種変更申請、届出等の業務
 - ③市が実施する届出の支援
 - ④施工管理（施工監理含む）
 - ⑤環境モニタリング
 - ⑥近隣調整及び準備調査業務
 - ⑦完成図書、各種申請図書の提出
 - ⑧総合試運転業務
 - ⑨完成検査、施設引渡し
- (6) 「個別業務」とは、設計及び建設業務、性能評価検証業務及び保全管理業務をいう。
- (7) 「事業者提案」とは、提案書類に記載された、本事業にかかる落札者の提案をいう。
- (8) 「事業スケジュール」とは、第3条の定めるところに従い、別紙2（事業日程）記載の日程に従って行われるべき本事業の業務遂行スケジュールをいう。
- (9) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、初年度は本契約の締結日から最初に到来する3月31日までの期間をいう。
- (10) 「市有財産賃貸借契約書」とは、第62条第2項に従って甲乙間で締結される市有財産賃貸借契約書をいう。
- (11) 「生活環境影響」とは、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む。）、水質汚染、悪臭、電波障害（地上波デジタル放送電波を含む。）、交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。
- (12) 「性能違約金」とは、事業者提案による水処理設備に係る性能を担保するため、性能評価検証期間における3系水処理施設の運営・維持管理に必要なユーティリティ費等の実績値が、事業者の提案によるユーティリティ費等を上回った場合に乙が甲に支

払う、第 47 条第 3 項に基づくユーティリティ費等に係る違約金をいう。

- (13) 「性能評価検証開始日」とは、性能評価検証業務が開始された日をいう。
- (14) 「性能評価検証開始予定日」とは、別紙 2（事業日程）所定の性能評価検証開始予定日をいう。
- (15) 「性能評価検証期間」とは、性能評価検証開始日から 2 年間の期間をいう。
- (16) 「性能評価検証業務」とは、要求水準書によって定められた以下の本施設の性能評価検証を行うこと及びその関連業務をいい、要求水準書において性能評価検証業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「性能評価検証」とは、当該業務を行うことをいう。
- ①性能評価検証業務計画書の策定
 - ②運転管理業務
 - ③保守点検業務
 - ④試験業務
 - ⑤ユーティリティ等の調達・管理業務
 - ⑥ 1 系水処理施設槽内清掃
 - ⑦環境モニタリング
 - ⑧維持管理（運転管理・保守点検）マニュアルの策定
 - ⑨維持管理業務の引継業務
 - ⑩その他
 - ⑪完成検査
- (17) 「設計・建設期間」とは、本契約成立日から性能評価検証業務の完了日までをいう。
- (18) 「設計・建設業務」とは、設計業務、建設業務及び性能評価検証業務の総称をいう。
- (19) 「設計企業」とは、設計業務を実施する者である_____をいう。
- (20) 「設計業務」とは、要求水準書によって定められた以下の本件工事に係る設計を行うこと及びその関連業務をいい、要求水準書において設計業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「設計」とは、当該業務を行うことをいう。
- ①事前調査業務
 - ②基本設計業務・詳細設計業務
 - ③設計に伴う各種申請、届出等の業務
 - ④国庫補助金交付申請等の支援業務
 - ⑤設計図書の作成
 - ⑥完成検査
- (21) 「設計図書」とは、第 13 条及び第 14 条の定めるところに従って甲の確認が得られた書類並びに図面その他の設計に関する図書（第 15 条の定めるところに従って変更された場合には、当該変更された設計図書）をいう。

- (22) 「提案書類」とは、落札者が入札手続において甲に提出した提案書、甲からの質問に対する回答書その他落札者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- (23) 「統括管理業務」とは、要求水準書において統括管理業務の内容として要求された個別業務の効果的な管理のための業務及びその関連業務をいい、要求水準書において統括管理業務の内容として提案された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- (24) 「引渡日」とは、第 36 条の定めるところに従って本施設が甲に引き渡され所有権が甲に移転された日をいう。
- (25) 「引渡予定日」とは、[平成 35 年 11 月 30 日]をいう。【注：工期短縮の事業者提案があった場合はそれに基づき修正する。】
- (26) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロその他甲及び乙の責に帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないものをいい、本施設に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。疑義を避けるため、「不可抗力」とは、本契約の締結後に発生する事象に限られ、本契約の締結時に存在する土地のかし及び埋蔵物の存在は含まれないことを確認する。
- (27) 「付帯事業」とは、本施設の二重覆蓋上部に整備される上部利用施設のうち、事業者提案に基づき乙が設計・建設及び維持管理運営を行う、付帯施設の運営事業をいう。
- (28) 「付帯事業期間」とは、●から●までの期間（本契約に基づき付帯事業期間の途中で付帯事業が終了したときは当該終了の時点までの期間）をいう。【注：事業者提案に基づき記載する。】
- (29) 「付帯施設」とは、付帯事業の用に供するため乙により整備される収益施設をいう。
- (30) 「法令」とは、本事業又は乙に適用がある法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- (31) 「保全管理開始日」とは、保全管理業務が開始された日をいう。
- (32) 「保全管理開始予定日」とは、別紙 2（事業日程）所定の保全管理開始予定日をいう。
- (33) 「保全管理期間」とは、保全管理開始予定日から 14 年 4 ヶ月の期間をいう。
- (34) 「保全管理業務」とは、要求水準書によって定められた以下の本施設の保全管理を行うこと及びその関連業務をいい、要求水準書において保全管理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「保全管理」とは、当該業務を行うことをいう。

①保全管理計画の策定

- ②保守点検業務
- ③改築・修繕業務
- ④国庫補助金交付申請等の支援業務
- ⑤業務実施報告書の作成
- ⑥引継業務計画書の作成
- ⑦保全管理業務の引継業務

- (35) 「本件工事」とは、設計図書に従った本施設の建設、外構等の整備、機器・器具及び什器備品の設置その他の建設業務に係る工事をいう。
- (36) 「本件工事期間」とは、本件工事の着工日から引渡日までをいう。
- (37) 「本事業期間」とは、本契約成立日から本契約の終了する日までをいう。
- (38) 「本事業用地」とは、本事業が実施される用地をいい、具体的には、入札説明書等において本施設の立地条件として示される要件により特定された土地をいう。
- (39) 「本施設」とは、入札説明書等において整備対象とされた海老江下水処理場の施設及び設備をいう。
- (40) 「入札説明書等」とは、平成 28 年 11 月 25 日付大阪市海老江下水処理場改築更新事業入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその別紙、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）並びにその他入札公告時に示した資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）をいう。
- (41) 「本契約」とは、本事業に係る事業契約書及び事業契約約款をいう。
- (42) 「要求水準書」とは、入札説明書の附属資料の一部であり、本事業の業務範囲の実施について、甲が乙に要求する業務水準を示す図書をいう。
- (43) 「引継対象業務に係る業務報告書」とは、甲が、乙から引継ぎを受けた引継対象業務の実施結果を記録する業務報告書をいい、運転管理マニュアル及び保守点検マニュアルの重要な点を網羅する、運転管理、日常点検及び突発的な故障への対応等が記載されたものでなければならない。その様式については甲と乙で協議のうえ定めるものとする。

別紙2 事業日程

(第3条、第10条第2項、第13条第1項、第14条第1項、
第26条第1項第(2)号、第66条第3項関係)

1	基本設計図書の提出期限	平成●年●月●日
2	詳細設計図書の提出期限	平成●年●月●日
3	本件工事着工予定日	平成●年●月●日
4	試運転開始予定日	平成●年●月●日
5	引渡予定日	平成●年●月●日
6	性能評価検証開始予定日	平成●年●月●日
7	保全管理開始予定日	平成●年●月●日
8	本事業期間終了日	平成●年●月●日

【注：工期変更の提案により設計業務及び建設業務の期間が短縮された場合は、それに伴い性能評価検証期間及び保全管理期間の始期及び終期、本事業期間終了日を変更する。】

以 上

別紙3 サービス購入料

(第55条、第72条第1項第(1)号ないし第(3)号、
第73条第4項第(1)号ないし第(3)号関係)

1 サービス購入料の構成

本事業において甲が乙に支払うサービス購入料の構成は、次のとおりである。

(1) 設計・建設業務に係る契約金額

分類	各対価の内容	対象となる業務等
サービス 購入料 A-1	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度に設計及び建設された出来高に応じた額を支払う。 	設計業務及び建設業務 ア 設計業務 イ 建設業務 ウ 特別目的会社経費 エ 保険料 オ 消費税及び地方消費税 等
サービス 購入料 A-2 (固定費)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の性能評価検証業務に要する固定費。 性能評価検証期間にわたり、年度に1回、乙が提示した額を支払う。 	性能評価検証業務の一部 ア 性能評価検証業務計画書の策定 イ 運転管理業務 ウ 保守点検業務 エ 試験業務 オ ユーティリティ等の調達・管理業務(固定費分) カ 環境モニタリング キ 維持管理(運転管理・保守点検)マニュアルの策定 ク 維持管理業務の引継業務 ケ その他の業務 コ 完成検査 サ 保険料 シ 特別目的会社経費 ス 消費税及び地方消費税
サービス 購入料 A-3 (変動費)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の性能評価検証業務に要する変動費。 性能評価検証期間にわたり、年度に1回、乙が提示した単価に、当該年度の流入水量の実績値を乗じた額を支払う。 	性能評価検証業務の一部 ア ユーティリティ等の調達・管理業務(変動費分) イ 消費税及び地方消費税

(2) 保全管理業務に係る対価

分類	各対価の内容	対象となる業務等
サービス 購入料 B-1 (固定費)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の保全管理業務に要する固定費。 ・保全管理期間にわたり、4半期に1回、乙が提示した額を支払う。 	保全管理業務の一部 ア 保全管理計画の策定 イ 保守点検業務 ウ 修繕業務（長寿命化、大規模修繕を除く） エ 国庫補助金交付申請等の支援業務 オ 業務実施報告書 カ 引継業務計画書の作成 キ 保全管理業務の引継業務 ク 特別目的会社経費 ケ 消費税及び地方消費税
サービス 購入料 B-2 (大規模修繕等及び改築費)	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の大規模修繕等及び改築費。 ・保全管理期間にわたり、当該年度に1回、乙が提示した額を支払う。 	保全管理業務の一部 ア 長寿命化業務 イ 大規模修繕業務 ウ 改築業務

2 サービス購入料の支払方法等

甲は、以下の支払方法によりサービス購入料を乙に支払う。

(1) サービス購入料A-1

①支払方法

甲は、サービス購入料 A-1 を平成 28 年度から平成 34 年度まで毎年支払う。ただし、第 56 条に示す前払金に関する規定及び後述の 4 に示す特約条項を適用する。

②支払手続

ア 甲は、第 25 条第 2 項に従って行われる甲による出来高検査の結果を乙に通知する。

イ 乙は、出来高検査に合格したときは、翌事業年度の 4 月 15 日までに、出来高に対するサービス購入料 A-1 に該当する金額の請求書を甲に対して送付すること。

ウ 甲は、中間時の出来高検査合格時には、適正な請求書を受理した日から 14 日以内に支払うものとし、完了時の出来高検査合格時には、適正な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

(2) サービス購入料A-2及びA-3

①支払方法

甲は、サービス購入料 A-2 及び A-3 について、平成 35 年度から平成 36 年度まで毎年支払う。ただし、後述の 4 に示す特約条項を適用する。

②支払手続

- ア 乙は性能評価検証業務報告書を作成し、翌事業年度の4月10日までに甲へ提出するものとする。
- イ 甲は性能評価検証業務報告書の提出を受けた後、14日以内に、これを精査しその結果を踏まえて、当該年度のサービス購入料を算定し、乙に対して支払額を通知する。
- ウ 乙は、支払額判明後、速やかに甲に対して請求書を送付する。
- エ 甲は、中間時の支払額通知時には、適正な請求書を受理した日から14日以内に支払うものとし、完了時の支払額通知時には、適切な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

(3) サービス購入料B-1の支払い

①支払方法

甲は、サービス購入料について、平成37年度から平成51年度まで、4半期に1回、支払う。

②支払手続

- ア 乙は、四半期分の業務報告書を翌四半期開始月の10日までに甲へ提出するものとする。
- イ 甲は四半期分の業務報告書の提出を受けた後、14日以内に、これを精査しその結果を踏まえて、当該四半期のサービス購入料を算定し、乙に対して支払額を通知する。
- ウ 乙は、支払額判明後、速やかに甲に対して請求書を送付する。
- エ 甲は、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(4) サービス購入料B-2の支払い

①支払方法

甲は、サービス購入料について、平成37年度から平成51年度まで、年度に1回、支払う。

②支払手続

- ア 乙は各年度の業務報告書を作成し、翌四半期開始月の10日までに甲へ提出するものとする。
- イ 甲は各年度の業務報告書の提出を受けた後、14日以内に、事業者提案に従って本施設の長寿命化、大規模修繕及び改築が実施されたことを確認し、また、各年度の業務報告書の内容を精査しその結果を踏まえて、当該各年度のサービス購入料を算定し、乙に対して支払額を通知する。
- ウ 乙は、支払額判明後、速やかに甲に対して請求書を送付する。

エ 甲は、適正な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

3 年度別の出来高予定額及び、支払金額・スケジュール

(1) サービス購入料A-1の出来高予定額及び支払予定額

(税込み)

支払 スケジュール	サービス購入料 A-1			
	出来高予定額		支払予定額	
	設計業務	建設業務	設計業務	建設業務
平成 29 年度	●円	●円	●円	●円
平成 30 年度	●円	●円	●円	●円
平成 31 年度	●円	●円	●円	●円
平成 32 年度	●円	●円	●円	●円
平成 33 年度	●円	●円	●円	●円
平成 34 年度	●円	●円	●円	●円
平成 35 年度	●円	●円	●円	●円
合計	●円	●円	●円	●円

(2) サービス購入料A-2及びA-3の出来高予定額

(税込み)

支払スケジュール		回	晴天時 処理水量	雨天時 処理水量	サービス購入料 A-2 及び A-3			
					出来高予定額		支払予定額	
					A-2	A-3	A-2	A-3
平成 35 年度	11 月 ～3 月	1 回	●m ³ /年	●m ³ /年	●円 /年	●円 /年	●円 /年	●円 /年
平成 36 年度	4 月～ 3 月	2 回	●m ³ /年	●m ³ /年	●円 /年	●円 /年	●円 /年	●円 /年
平成 37 年度	4 月～ 10 月	3 回	●m ³ /年	●m ³ /年	●円 /年	●円 /年	●円 /年	●円 /年
合計					●円	●円	●円	●円

※なお、性能評価検証業務報告書に記される晴天時及び雨天時の実処理水量をもとに、サービス購入料 A-3 の出来高額及び支払額は決定する。

(3) サービス購入料B-1及びB-2

(税込み)

支払スケジュール		回	サービス購入料	
			B-1	
平成 37 年度	12 月～3 月	1 回		●円
平成 38 年度	4 月～6 月	2 回		●円
	7 月～9 月	3 回		●円
	10 月～12 月	4 回		●円
	1 月～3 月	5 回		●円
平成 39 年度	4 月～6 月	6 回		●円

支払スケジュール	回	サービス購入料	
		B-1	
	7月～9月	7回	●円
	10月～12月	8回	●円
	1月～3月	9回	●円
平成40年度	4月～6月	10回	●円
	7月～9月	11回	●円
	10月～12月	12回	●円
	1月～3月	13回	●円
平成41年度	4月～6月	14回	●円
	7月～9月	15回	●円
	10月～12月	16回	●円
	1月～3月	17回	●円
平成42年度	4月～6月	18回	●円
	7月～9月	19回	●円
	10月～12月	20回	●円
	1月～3月	21回	●円
平成43年度	4月～6月	22回	●円
	7月～9月	23回	●円
	10月～12月	24回	●円
	1月～3月	25回	●円
平成44年度	4月～6月	26回	●円
	7月～9月	27回	●円
	10月～12月	28回	●円
	1月～3月	29回	●円
平成45年度	4月～6月	30回	●円
	7月～9月	31回	●円
	10月～12月	32回	●円
	1月～3月	33回	●円
平成46年度	4月～6月	34回	●円
	7月～9月	35回	●円
	10月～12月	36回	●円
	1月～3月	37回	●円
平成47年度	4月～6月	38回	●円
	7月～9月	39回	●円
	10月～12月	40回	●円
	1月～3月	41回	●円
平成48年度	4月～6月	42回	●円

支払スケジュール		回	サービス購入料	
			B-1	
	7月～9月	43回		●円
	10月～12月	44回		●円
	1月～3月	45回		●円
平成49年度	4月～6月	46回		●円
	7月～9月	47回		●円
	10月～12月	48回		●円
	1月～3月	49回		●円
平成50年度	4月～6月	50回		●円
	7月～9月	51回		●円
	10月～12月	52回		●円
	1月～3月	53回		●円
平成51年度	4月～6月	54回		●円
	7月～9月	55回		●円
	10月～12月	56回		●円
	1月～3月	57回		●円
合計				●円

(4) サービス購入料B-2

(税込み)

支払スケジュール		回	サービス購入料	
			B-2	
平成37年度	12月～3月	1回		●円/年
平成38年度	4月～3月	2回		●円/年
平成39年度	4月～3月	3回		●円/年
平成40年度	4月～3月	4回		●円/年
平成41年度	4月～3月	5回		●円/年
平成42年度	4月～3月	6回		●円/年
平成43年度	4月～3月	7回		●円/年
平成44年度	4月～3月	8回		●円/年
平成45年度	4月～3月	9回		●円/年
平成46年度	4月～3月	10回		●円/年
平成47年度	4月～3月	11回		●円/年
平成48年度	4月～3月	12回		●円/年
平成49年度	4月～3月	13回		●円/年
平成50年度	4月～3月	14回		●円/年

支払スケジュール		回	サービス購入料
			B-2
平成 51 年度	4 月～3 月	15 回	●円/年
合計			●円

4 前金払い等の特約

前述の 3 (1)、(2) に示すサービス購入料 A-1、A-2 及び A-3 の支払いに関する前金払い等の特約を以下に示す。

(1) 出来高予定額及び支払い予定額

- ① サービス購入料 A-1 について、平成 29 年度から平成 34 年度までの支払予定額は出来高予定額の 9 割までとし、平成 35 年度の支払いにおいて、その残額及び平成 35 年度出来高予定額全額の合計が支払われるものとする。
- ② サービス購入料 A-2 及び A-3 について、平成 35 年度及び平成 36 年度の支払予定額は出来高予定額の 9 割までとし、平成 37 年度の支払いにおいて、その残額及び平成 37 年度出来高予定額全額の合計が支払われるものとする。

(2) 前金払

- ① 第 56 条第 1 項の前金払の率は、設計業務については 10 分の 3 以内、建設業務については 10 分の 4 以内とする。
- ② 平成 29 年度以降の各事業年度の前払金の支払限度額は、当該年度末までの出来高予定額の累計額に、①に定める率を乗じて得た額から、前年度末までの前払金の支払限度額の累計額を控除した額とする。
- ③ 各会計年度末において、その会計年度末における出来高が、その会計年度末までの出来高予定額に達していないときは、出来高予定額に達するまで翌年度の前払金を請求することはできない。

(3) 中間前金払

- ① 第 56 条第 3 項の平成 29 年度以降の各事業年度の中間前払金の支払限度額は、当該会計年度末までの出来高予定額の累計額に 10 分の 2 の割合を乗じて得た額から、前年度末までの中間前払金の支払限度額の累計額を控除した額とする。ただし、中間前払金を行う前に出来高予定額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、出来高予定額に 10 分の 6 の割合を乗じて得た額を超えてはならない。

5 サービス購入料の改定

(1) 物価変動に伴うサービス購入料 A-1 の改定

サービス購入料 A-1 について、以下のように改定を行う。

- ① 甲及び乙は、本契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス購入料 A-1 が不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス購入料の変更を請求することができ、甲又は乙は、相手方から請求があったときは、サービス購入料の変更に応じなければならない。

- ②サービス購入料の改定方法は、変動前施設整備費等(③アの基準日における出来高の額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後施設整備費等(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前施設整備費等に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前施設整備費等の1,000分の15を超える額(以下、「スライド額」という。)について、サービス購入料 A-1 に加減し、これに基づきサービス購入料 A-1 の改定額を定めるものとする。
- ③サービス購入料の改定手続きは、次に示すとおりとする。
- ア ①の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
- イ スライド額については、入札日と基準日との間の物価指数等に基づき、スライド額及びサービス購入料 A-1 の改定額について、甲と乙で協議して定める。ただし、協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、スライド額及びサービス購入料 A-1 の改定額を定め、乙に通知する。
- ④上述の①の規定による請求は、本条項の規定によりサービス購入料の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上述の①において「本契約締結の日」とあるのは、「直前の本規定に基づくサービス購入料変更の基準日」と読み替えるものとする。
- ⑤特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、サービス購入料 A-1 が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、サービス購入料 A-1 の変更を請求することができる。
- ⑥予期することのできない特別な事情により、設計及び建設業務期間内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス購入料 A-1 が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、サービス購入料 A-1 の変更を請求することができる。
- ⑦上述の⑤又は⑥の規定による請求があった場合における改定方法、改定手続きは、上述の②及び③に準ずるものとするが、変動前施設整備費等の算定方法については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

(2) 物価変動に伴うサービス購入料A-2、A-3及びサービス購入料B-1、B-2の改定

事業期間中の物価変動に伴い、性能評価検証業務に係る対価(サービス購入料 A-2 及び A-3) 及び保安全管理業務に係る対価(サービス購入料 B-1 及び B-2) について、以下のように改定を行う。

- ① 後述の(3)に示す指標に基づき、平成35年12月以降のサービス購入料の支払額について、平成35年12月以降年1回見直しを行うものとする。
- ② 見直し時の指標と前回のサービス購入料の改定時の指標と比較し、1,000分の15以上の変動があった場合に改定を行うものとする。なお、変動の大小にかかわらず、乙は毎年当該指標について改定の要不要を確認し、甲へ書面により報告を行うこと。
- ③ 毎年、4月1日時点で公表されている直近の12ヶ月の指標(確報値)に基づき、4月30日までに見直しを行い、各年度のサービス購入料を確定する。改定したサー

ビス購入料は、改定年度の 4 月以降の支払に反映させる。計算は下式とする。なお、第 1 回目の改定を行う場合は、本契約に定めた額を基準額とする。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、

Y：改定後の各支払額（税抜）

X：前回改定後の各支払額（税抜、第 1 回目の改定が行われるまでは契約書に示された支払額）

$$\alpha : \text{改定率} \left(\frac{\text{改定時の前年度の指数}}{\text{前回改定時の前年度の指数}} \right)$$

※ 当該指数については後述の（3）に示すとおりである。

※ 改定が行われるまでは本契約締結年度における当該指数

※ 当該改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

④その他

改定後のサービス購入料は、円未満の部分を切り捨てるものとする。

（3）改定率の指数

区分	改定率として用いる指数
サービス購入料 A-2	消費税を除く企業向けサービス価格指数／下水道（日本銀行調査統計局）※
サービス購入料 A-3	消費税を除く企業向けサービス価格指数／下水道（日本銀行調査統計局）※
サービス購入料 B-1	消費税を除く企業向けサービス価格指数／下水道（日本銀行調査統計局）※
サービス購入料 B-2	消費税を除く国内企業物価指数／はん用機器（日本銀行調査統計局）※

※ 乙の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指数が実態に整合しない場合には協議を行うものとする。

（4）消費税及び地方消費税の改正による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、甲の乙への支払に係る消費税及び地方消費税については、甲が改定内容にあわせて負担する。

以 上

別紙4 付保すべき保険

(第9条、第30条第1項第(4)号関係)

【注：要求水準書及び事業者提案に基づき記載する。】

乙は、以下の保険を、乙の費用負担において付保するものとする。

1 設計及び建設期間中の保険

- (1) 建設工事保険
- (2) 火災保険
- (3) 事業者提案によるその他の保険

2 性能評価検証期間中の保険

- (1) 第三者賠償責任保険
 - ・保険対象 : 性能評価検証業務に伴い、第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害
 - ・保険金額 : 対人 1名1億円以上、1事故最大10億円以上
対物 1事故最大1億円以上
 - ・その他 : 甲を追加被保険者とする保険契約とすること
- (2) 事業者提案によるその他の保険

3 保全管理期間中の保険

- (1) 第三者賠償責任保険
 - ・保険対象 : 保全管理業務に伴い、第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害
 - ・保険金額 : 対人 1名1億円以上、1事故最大10億円以上
対物 1事故最大1億円以上
 - ・その他 : 甲を追加被保険者とする保険契約とすること
- (2) 事業者提案によるその他の保険

以 上

別紙5 法令変更による費用の負担割合

(第15条第3項第(3)号、第31条第2項第(3)号、第33条第1項第(3)号、
第71条第2項関係)

	甲負担割合	乙負担割合
① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税に関する変更の場合	100%	0%
③ ①及び②以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、特に本施設の設計業務、建設業務、性能評価検証業務、保全管理業務その他本事業に関する事項を類型的又は特別に規制することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び乙又は本事業に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。

以 上

別紙 6 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

(第 16 条第 3 項第(4)号、第 31 条第 2 項第(4)号、第 33 条第 1 項第(4)号、
第 35 条第 3 項、第 45 条第 3 項、第 71 条第 2 項関係)

1 設計及び建設期間

設計及び建設期間中に不可抗力が生じ、乙に損害（ただし、乙の得べかりし利益は含まない。以下本別紙 6 において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、設計及び建設期間中における累計で、サービス購入料 A-1 の 1 パーセントに至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、乙の負担額を超えた当該保険金額相当額は、甲の負担部分から控除する。

2 性能評価検証期間及び保全管理期間

性能評価検証期間又は保全管理期間中に不可抗力が生じ、乙に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス購入料 A-2 及び A-3 又はサービス購入料 B-1 及び B-2（第 55 条第 2 項の規定による改定を考慮し、かつ第 60 条の規定による減額を考慮しない金額とする。）の 1 パーセントに至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、乙の負担額を超えた当該保険金額相当額は、甲の負担部分から控除する。

以 上

別紙7 保証書の様式

(第38条第5項関係)

【建設企業】（以下「連帯保証人」という。）は、大阪市海老江下水処理場改築更新事業（以下「本件事業」という。）に関連して、【特別目的会社】（以下「乙」という。）が大阪市（以下「甲」という。）との間で締結した平成____年____月____日付け事業契約書（以下「本件事業契約」という。）に基づいて、乙が甲に対して負担する以下の第1条の債務（以下「主債務」という。）につき乙と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本件事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第1条（保証）

連帯保証人は、本件事業契約第38条第1項及び同条第2項に基づく乙の甲に対する債務を保証する。

第2条（通知義務）

甲は、本保証の差入日以降において本件事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を連帯保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、甲による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 甲は、保証債務の履行を請求しようとするときは、連帯保証人に対して、甲が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 連帯保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。甲及び連帯保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 連帯保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

連帯保証人は、本件事業契約に基づく乙の債務が全て履行されるまで、連帯保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、甲及び乙の同意がある場合は、この限りでない。

第5条（終了及び解約）

- 1 連帯保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、本件事業契約に基づく乙の債務が終了又は消滅した場合、終了するものと

する。

第6条（管轄裁判所）

本保証に起因し又は関連する一切の訴訟、和解及び調停に関しては、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書が2部作成され、連帯保証人はこれに署名し、1部を甲に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

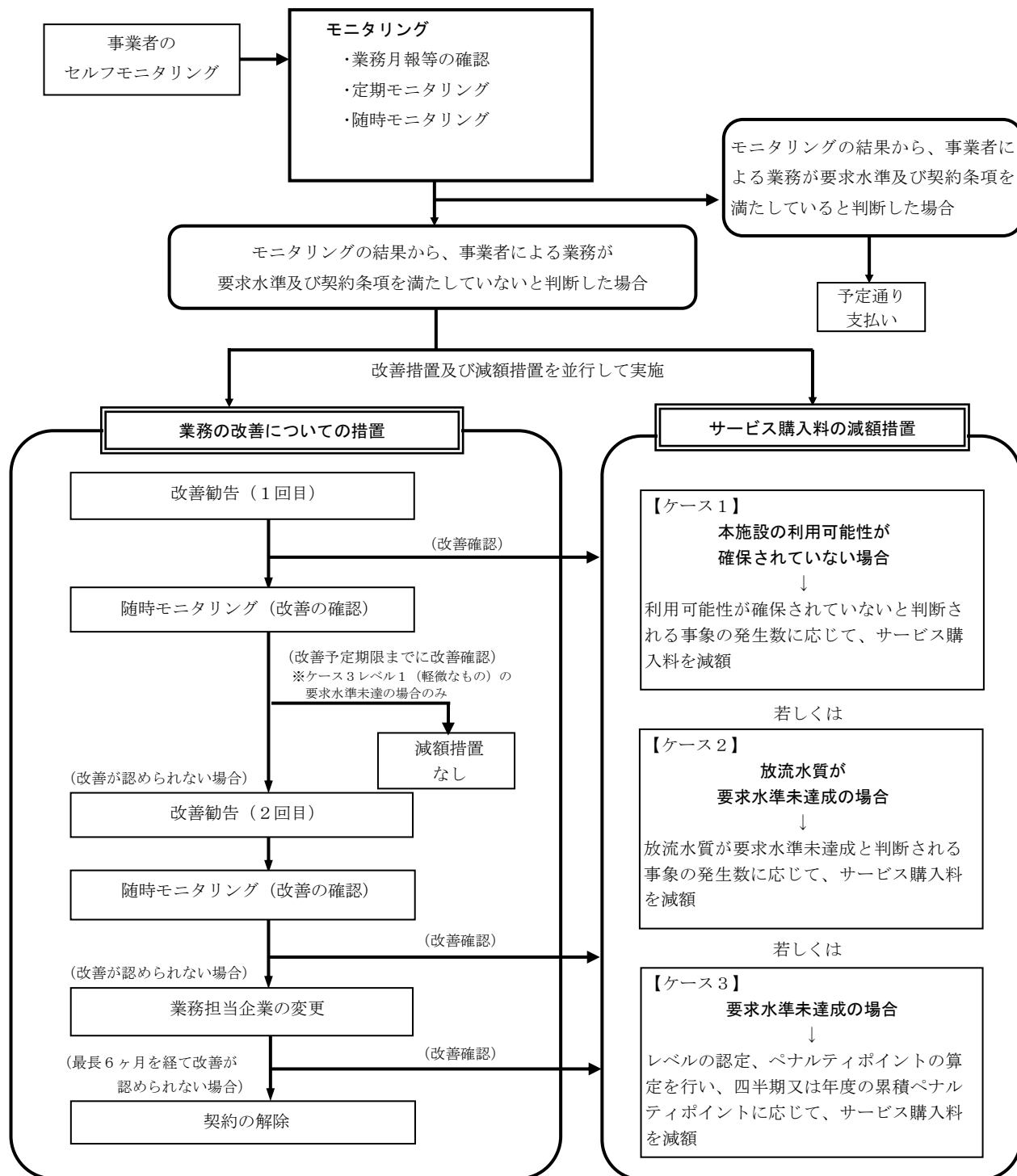
連帯保証人：

別紙8 サービス購入料の減額の基準と方法

(第43条第2項、第53条第2項、第60条、第69条第2項関係)

1 性能評価検証期間中及び保安全管理期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における性能評価検証期間中及び保安全管理期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングについては、乙において自己監査（セルフモニタリング）と自律的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、次のとおり行う。

また、モニタリングは、サービス購入料の減額を目的とするものではなく、甲と乙との対話を通じて、施設の状態を、安全に利用できる水準に常に保つことを目的に実施するものであり、甲及び乙は、相互に協力し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置いて、モニタリングを実施するものである。

(1) セルフモニタリング実施計画書の作成

乙は、本契約締結後、次の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し甲へ提出し、協議を行い甲の承諾を得るものとする。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

(2) 甲によるモニタリングの方法

性能評価検証業務及び保全管理業務のモニタリングについては、次のとおりとする。

ア 業務月報等の確認

甲は、乙が本契約、本入札説明書等及び事業者提案に定める業務の要求水準を満たしているかどうか、乙から甲へ提出される業務報告書等の内容を確認する。

イ 定期モニタリングと随時モニタリング

甲は、月1回、現場調査を行い、乙から提出された業務月報等の記載内容、本契約の履行状況について確認を行うものとする（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、甲は現場調査を行い確認するものとする（随時モニタリング）。

(3) 業務の改善についての措置

ア 改善勧告（第1回目）

甲は、上記モニタリングの結果から、乙による業務が要求水準及び本契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、乙に対して、速やかにかかる業務の是正を行うよう第1回目の改善勧告を行うものとする。乙は、甲から改善勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について甲と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。

イ 改善の確認

甲は、乙からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善が行われたかどうかを確認するものとする。

ウ 改善勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間・内容での改善が認められないと甲が判断した場合、甲は、乙に第2回目の改善勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

エ 業務担当企業の変更等

上記ウの手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間・内容による改善が認められないと甲が判断した場合、甲は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを乙に請求することができる。

オ 契約の解除等

甲は上記エの業務担当企業の変更の手続を取った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、甲が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

3 性能評価検証業務及び保全管理業務に係るサービス購入料の減額等の措置

(1) サービス購入料の減額措置

サービス購入料については、業務実施の状況により下表に示す減額措置を行うものとする。

	減額事由	減額措置	該当期間
ケース1	・本施設の利用ができない場合	以下の①に従い減額	性能評価検証期間
ケース2	・放流水質が未達成の場合	以下の②に従い減額	性能評価検証期間
ケース3	・要求水準未達成の場合 (ケース1及びケース2を除く)	以下の③に従い減額	性能評価検証期間 及び保全管理期間

① 本施設の利用ができない場合の措置（ケース1）

甲は、性能評価検証期間において、本施設の利用ができない状態の継続する期間について、下式のとおり減額するものとする。ただし、当該状態の発生について乙の責によらないと甲が認めた場合はこの限りでない。

$$\text{減額金額}^{\ast 1} = \left(\begin{array}{l} \text{当該年度のサービス購入料} \\ \text{A-2 及び A-3 の合計額} \end{array} \right) \times \frac{\text{ケース1の状態の延べ発生日数}}{\text{当該年度の日数} (\ast 2)}$$

$\ast 1$: 各年度の最終的な減額金額については、当該年度のサービス購入料 A-2 及び A-3 の合計額が確定した後に、当該年度3月分の支払いに含めて精算を行う。
 $\ast 2$: 平成35年度は121日、平成36年度は365日、平成37年度は244日とする。

また、ケース1の減額措置の対象となる、本施設の利用ができない場合を以下に示す。以下の事象が1日発生するごとに、上述の減額金額の算定の対象となる

ケース 1 の状態の延べ発生日数に計上する。

- ・ 要求水準の未達成、その他の原因により、甲が予定する汚水の受入ができない状態が終日続いた場合

② 放流水質が未達成の場合（ケース 2）

甲は、性能評価検証期間において、放流水質が未達成の期間について、下式のとおり減額するものとする。ただし、当該状態の発生について乙の責によらないと甲が認めた場合はこの限りでない。

$$\text{減額金額}^{\ast 1} = \left[\begin{array}{c} \text{当該年度のサービス購入料} \\ \text{A-2 及び A-3 の額} \end{array} \right] \times \frac{\text{ケース 2 の状態の延べ発生日数}}{\text{当該年度の日数（※2）}} \times 0.5$$

※1：各年度の最終的な減額金額については、当該年度のサービス購入料 A-2 及び A-3 が確定した後に、当該年度 3 月分の支払いに含めて精算を行う。

※2：平成 35 年度は 121 日、平成 36 年度は 365 日、平成 37 年度は 244 日とする。

また、ケース 2 の減額措置の対象となる、放流水質が未達成の場合を以下に示す。以下の事象が 1 日発生するごとに、上述の減額金額の算定の対象となるケース 2 状態の延べ発生日数に計上する。

- ・ 事業者提案による放流水質の基準又は要求水準書に示す計画放流水質（計画）（以下、「契約放流水質」という。）が未達の場合。ただし、要求水準に示す流入汚水性状を逸脱する範囲の汚水が流入する場合は除くとともに、雨天時下水活性汚泥処理法による場合の雨天時放流水質の未達は除く。

契約放流水質が未達成の場合、甲及び乙は、以下の改善措置に係る手続きをとる。

ア 契約放流水質未達成の確認、報告

乙は、各種試験により放流水質が契約放流水質を満たしていないことを把握した場合、速やかに甲に報告する。

イ 改善期間、放流水質改善計画書の提出

契約放流水質未達の場合には、乙は、その原因の究明を行い、改善対策と改善期限について甲と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した放流水質改善計画書を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。

ウ 改善状況の確認

乙は、各種試験により、契約放流水質未達が判明した日から契約放流水質が満足できるようになる日まで、改善措置の効果を確認し、改善状況を甲に報告する。

エ 放流水質の改善が認められない場合の措置

上記アからウまでの手続きに従っても、放流水質の改善が認められない場合、

その後の手続きは、2（3）ウからオに準ずるものとする。

③ 要求水準未達成の場合（ケース3）

甲は、性能評価検証業務及び保全管理業務の内容について要求水準の未達成（以下「未達状況」という。）が確認された場合、次の方法によりサービス購入料 A-2、A-3 及びサービス購入料 B-1 の減額又は支払停止を行う。ただし、未達状況の発生が、乙の責によらないと甲が認めた場合は、この限りでない。

ア レベルの認定

甲は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う。各レベルにおける想定される事象及びその事象が発生する期間を合わせて示す。

レベル	想定される事象	性能評価検証期間	保全管理期間
レベル1 (軽微なもの)	・業務報告の不備	○	○
	・甲及び関係者への連絡不備	○	○
	・備品、帳簿類等の管理不行き届き	○	○
	・下記の理由等により、汚水の受入に重大な影響を及ぼしている場合	—	—
	— 建物、設備、備品等の定期点検等の未実施や、不具合及び故障等の放置	○	○
	— 不衛生状態の放置	○	
	— 実施内容や時間等の要求要件の不履行	○	○
	— 業務におけるミスの頻発	○	○
	— その他、要求要件の不履行	○	○
	・周辺環境に悪影響を及ぼしている場合	○	○
レベル2 (重大なもの)	・雨天時放流水質未達の場合の原因調査及び対応策検討を行わない場合	○	○
	・周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合	○	
	・乙が適切な管理をしなかったために、事故や本施設の損壊等が発生した場合	○	○
	・違法行為	○	○
	・甲への虚偽の報告	○	○
・レベル1に該当する要求水準未達成が頻発している場合	○	○	

イ ペナルティポイントの算定

甲は、上記アのレベルに応じ、次のとおりペナルティポイントを算出する。

(ア) レベル1（軽微なもの）については、第1回目の業務改善計画書に記載された改善期限までに改善が確認された場合、ペナルティポイントは付与しない。第1回目の改善期限までに、未達状況が改善されない場合、その改善期限日の翌日を第1日目としてペナルティポイントの算定の対象の日数とする。

一方、レベル2（重大なもの）の未達状態の際のペナルティポイントの付与については、上に述べる第1回目の改善期限までの減額及びペナルティポイン

ト付与の保留期間の措置はない。

- (イ) ペナルティポイントは、未達状況が継続する場合、各事象について 1 日ごとに自動的に加算されていくものとする。ただし、甲は、改善の遅延が、乙の責によらないと甲が認めた場合は、ペナルティポイントの加算を中断することができる。

レベル	ペナルティポイント
レベル 1 (軽微なもの)	1 日につき、 5 ポイント
レベル 2 (重大なもの)	1 日につき、 10.0 ポイント

ウ サービス購入料 A-2 及び A-3 の減額

年度毎の累積ペナルティポイントが一定値を超える場合、累積ペナルティポイントに応じて、サービス購入料 A-2 及び A-3 の減額等の措置を行うこととする。減額金額は、当該年度におけるサービス購入料 A-2 及び A-3 の合計額に対して、次表のとおりとする。

ペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は年度単位で行うものとし、翌年度にはペナルティポイントは持ち越さない。また、甲は、減額後のサービス購入料 A-2 及び A-3 の支払について、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。

累積ペナルティポイント	減額措置内容
10.0 以下	減額措置を行わない。
10.0 超 50.0 以下	$\left[\text{当該年度のサービス購入料 A-2 及び A-3 の合計額} \right] \times \frac{1}{8,000} \times \text{ペナルティポイント数}$
50.0 超	$\left[\text{当該年度のサービス購入料 A-2 及び A-3 の合計額} \right] \times \frac{1}{4,000} \times \text{ペナルティポイント数}$

※当該年度の最終的な減額金額については、サービス購入料 A-2 及び A-3 の合計額が確定した後に、年度ごとに精算を行う。

エ サービス購入料 B-1 の減額

四半期での累積ペナルティポイントが一定値を超える場合、累積ペナルティポイントに応じて、サービス購入料 B-1 の減額等の措置を行うこととする。減額金額は、当該年度におけるサービス購入料 B-1 の四半期分の合計額に対して、

次表のとおりとする。

ペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は四半期単位で行うものとし、翌四半期にはペナルティポイントは持ち越さない。また、甲は、減額後のサービス購入料 B-1 の支払について、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。

累積 ペナルティポイント	減額措置内容
10.0 以下	減額措置を行わない。
10.0 超 50.0 以下	$\left[\begin{array}{l} \text{当該四半期のサービス購} \\ \text{入料 B-1} \end{array} \right] \times \frac{1}{400} \times \begin{array}{l} \text{ペナルティ} \\ \text{ポイント数} \end{array}$
50.0 超	$\left[\begin{array}{l} \text{当該四半期のサービス} \\ \text{購入料 B-1} \end{array} \right] \times \frac{1}{200} \times \begin{array}{l} \text{ペナルティ} \\ \text{ポイント数} \end{array}$

※当該四半期の最終的な減額金額については、サービス購入料 B-1 の額が確定した後に、四半期ごとに精算を行う。

3 サービス購入料 A-2、A-3 及びサービス購入料 B-1、B-2 の返還

サービス購入料 A-2、A-3 及びサービス購入料 B-1、B-2 支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、甲への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければサービス購入料 A-2、A-3 及びサービス購入料 B-1、B-2 が減額される状態であった場合、乙は、減額されるべきサービス購入料 A-2、A-3 及びサービス購入料 B-1、B-2 に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべきサービス購入料 A-2、A-3 及びサービス購入料 B-1、B-2 を甲が乙に支払った日から、甲に返還する日までの日数につき、契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（1 年を 365 日とする日割計算とする。）で計算した額の違約金を付するものとする。

以 上

別紙 9 性能違約金の算定方法
(第 8 条第 5 項、第 47 条第 3 項関係)

1. 性能担保金の算定式

第 8 条第 5 項の規定による性能担保金は、以下の算定式により算定する。

$$\text{性能担保金 (円)} = [\text{ユーティリティ費提案金額}] \text{ (円)} \times (1.4 + 4/12) \times 1/2$$

ユーティリティ費提案金額 (円) : 事業者提案による 3 系水処理施設 (保全管理業務の対象となる施設・設備) の運営・維持管理に必要とされる年間の電力、薬品、上水、工水等の費用。消費税及び地方消費税を含む。

2. 性能違約金の算定式

第 47 条第 3 項の規定による性能違約金は、以下の算定式により算定する。

$$\text{性能違約金 (円)} = [\text{ユーティリティ費の提案に対する実績の増額分} \text{【①】}] \text{ (円)} \\ \times (1.4 + 4/12)$$

ユーティリティ費の提案に対する実績の増額分【①】 (円) =

[想定水量換算ユーティリティ費実績金額【②】] (円) - [ユーティリティ費提案金額] (円)

※上記算定式の右式がマイナスの場合は、[ユーティリティ費の提案に対する実績の増額分] は 0 とする。

想定水量換算ユーティリティ費実績金額【②】 (円) =

$$\begin{aligned} & [\text{ユーティリティ費実績金額 (晴天時、固定費分)}] \text{ (円)} \\ & + [\text{ユーティリティ費実績金額 (晴天時、変動費分)}] \text{ (円)} \\ & \quad \times [\text{晴天時想定処理水量}] \text{ (m}^3\text{/年)} / [\text{晴天時実績処理水量}] \text{ (m}^3\text{/年)} \\ & + [\text{ユーティリティ費実績金額 (雨天時、固定費分)}] \text{ (円)} \\ & + [\text{ユーティリティ費実績金額 (雨天時、変動費分)}] \text{ (円)} \\ & \quad \times [\text{雨天時想定処理水量}] \text{ (m}^3\text{/年)} / [\text{雨天時実績処理水量}] \text{ (m}^3\text{/年)} \end{aligned}$$

晴天時想定処理水量 (m³/年) : 事業者提案による性能評価検証期間 2 年目の晴天時処理水量。

雨天時想定処理水量 (m³/年) : 事業者提案による性能評価検証期間 2 年目の雨天時処理水量。

晴天時実績処理水量 (m³/年) : 性能評価検証期間 2 年目の晴天時処理水量の実績。

雨天時実績処理水量 (m³/年) : 性能評価検証期間 2 年目の雨天時の処理水量の実績。

ユーティリティ費提案金額（円）：事業者提案による3系水処理施設（保全管理業務の対象となる施設・設備）の運営・維持管理に必要とされる年間の電力、薬品、上水、工水等の費用。消費税及び地方消費税を含む。

ユーティリティ費実績金額（晴天時、固定費分）（円）：性能評価検証期間2年目における3系水処理施設（保全管理業務の対象となる施設・設備）の運営・維持管理に必要とされる年間の電力、薬品、上水、工水等の費用で、処理水量により変動しないもの。晴天時処理水における事業者提案による電力、薬品、上水、工水等の基本料金相当分とする。消費税及び地方消費税を含む。

ユーティリティ費実績金額（晴天時、変動費分）（円）：性能評価検証期間2年目における3系水処理施設（保全管理業務の対象となる施設・設備）の運営・維持管理に必要とされる年間の電力、薬品、上水、工水等の費用で、①晴天時実績処理水量、②晴天時処理水におけるの使用量又は排出量の実績、③晴天時処理水における事業者提案による処理水量当たりの単価を掛けて算出するもの。消費税及び地方消費税を含む。

ユーティリティ費実績金額（雨天時、固定費分）（円）：性能評価検証期間2年目における3系水処理施設（保全管理業務の対象となる施設・設備）の運営・維持管理に必要とされる年間の電力、薬品、上水、工水等の費用で処理水量により変動しないもの。雨天時処理水における事業者提案による電力、薬品、上水、工水等の基本料金相当分とする。消費税及び地方消費税を含む。

ユーティリティ費実績金額（雨天時、変動費分）（円）：性能評価検証期間2年目における3系水処理施設（保全管理業務の対象となる施設・設備）の運営・維持管理に必要とされる年間の電力、薬品、上水、工水等の費用で、①雨天時実績処理水量、②雨天時処理水における使用量又は排出量の実績、③雨天時処理水における事業者提案による処理水量当たりの単価を掛けて算出するもの。消費税及び地方消費税を含む。

以 上

別紙 10 市有財産賃貸借契約書（案）

（第 62 条第 2 項関係）

大阪市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、平成 28 年●月●日付大阪市海老江下水処理場改築更新事業事業契約書（以下「事業契約」という。）に基づく付帯施設の賃貸借のために、次の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、本契約に定義されていない用語の意味は、文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約における定義によるものとする。

（賃貸借物件）

第 1 条 甲は、別紙 1 記載の付帯施設（以下「本物件」という。）を乙に賃貸する。

2 甲は、第 5 条に定める賃貸借期間の初日に、本物件を乙に引渡したものとする。

3 甲及び乙は、本契約は土地又は建物の賃貸借契約ではなく、本契約に借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）が適用されないことを確認する。

（善管注意義務）

第 2 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本物件を使用しなければならない。

（使用目的）

第 3 条 乙は、本物件を、事業契約に定める付帯施設としてのみ使用しなければならない。

（禁止用途）

第 4 条 乙は、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用に供してはならない。

2 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

3 乙は、本物件を政治的用途・宗教的用途に供してはならない。

4 乙は、本物件を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供してはならない。

5 乙は、本物件を悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に供してはならない。

（賃貸借期間）

第 5 条 賃貸借期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料は、年額金 円とする。

- 2 甲は、関係法令及び大阪市財産条例の改正並びに経済情勢の変動があったとき、又は、近傍類似の物件の賃貸借料に比較して不相当となったとき等、必要があると認めるときは、賃貸借料を改定することができる。
- 3 前項の規定により、賃貸借料を改定するときは、甲は改定通知書により乙に通知する。
- 4 前項の通知があったときは、第1項の規定にかかわらず、甲の指定する日以後の本契約に定める賃貸借料は、当該通知額とする。

(支払方法)

第7条 乙は、賃貸借料を次に定める期限までに、別途甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

期 間	納 入 期 限

(延滞損害金)

第8条 乙は、前条の納入期限までに賃貸借料を支払わないときは、納入期限の翌日から支払日までの日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞損害金を甲に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。ただし、大阪市財産条例第 11 条第 1 項に定める割合が改正された場合は、改正後の割合を適用するものとする。

なお、大阪市財産条例第 11 条第 1 項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(経費の負担)

第9条 乙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、電気、ガス、水道及び電話等の料金を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(契約保証金)

第10条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 円【注：通常の契約保証金に撤去費用相当額を加算した金額】を甲に支払わなければならない。ただし、契約規則第 37 条第 1 項ただし書に基づき、甲から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 甲は、本契約が終了した場合において、乙が本契約に定める義務及び事業契約第 65

条第1項に定める義務をすべて履行し、甲に損害がないときは、乙の請求により第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

4 第1項に定める契約保証金には、利息を付さない。

(瑕疵担保責任等)

第11条 甲は、本物件について、瑕疵担保及び危険負担の責任を負わない。

(禁止事項)

第12条 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得なければ、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができない。

- (1) 使用目的の変更
- (2) 賃借権の譲渡又は転貸
- (3) 本物件の原形の変更

(本物件の転貸の条件)

第13条 乙は、前条に従ってあらかじめ書面による甲の承諾を得て、本物件を第三者に転貸しようとする場合、次に定める条件に従う。

- (1) 乙は、あらかじめ書面により転借人と締結する転貸借契約（以下「転貸借契約」という。）の内容（転貸料を含む。）について明らかにして、甲の書面による承認を得なければならない。
- (2) 転貸借契約は、本契約の存続期間の満了に係る、撤去等原状回復に要する期間を勘案し、適切な時期に終了するものとする。
- (3) 転貸借契約の締結に先立ち、転借人に対し、転貸借契約には借地借家法の適用されないことを説明し、その旨を転貸借契約にも明記すること。
- (4) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例10号。以下「暴力団排除条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、乙が暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に対して賃貸してはならないこと。
- (5) 転貸借契約において、次に掲げる定めを置くこと。

ア 転貸する本物件の用途についての定め

イ 再転貸する場合（再転貸先の変更を含む。）には甲の書面による事前承諾を得る旨の定め

ウ 転貸借に関する権利譲渡禁止の定め

エ 上記各規定に反した場合に転貸借契約を無催告解除できる旨の定め

(有益費等請求権の放棄)

第14条 乙は、本物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(滅失又はき損等)

第 15 条 乙は、本物件が滅失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

2 乙は、乙の責任に帰すべき事由により、本物件が滅失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、甲の指示に従い乙の負担において、これを原状に復旧しなければならない。

(届出義務)

第 16 条 乙又はその包括的承継人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、これを甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、氏名等に変更があったとき
- (2) 相続又は会社の合併等により賃借権の承継があったとき

(実地調査等)

第 17 条 甲は、本物件について随時その状況を実地に調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約解除)

第 18 条 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本物件を必要とするときは、賃貸借期間中といえども本契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸借期間中といえども本契約を直ちに解除することができる。

- (1) 乙が、賃貸借始期から 3 か月以内に第 3 条に定める目的どおり使用を開始しないとき
- (2) 乙が、賃貸借料を納入期限後 3 か月以上経過してなお支払わないとき
- (3) 乙が、本契約の条項に違反したとき
- (4) 事業契約が終了したとき

3 甲は、前項に定めるもののほか、乙が暴力団員等に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(契約保証金の帰属)

第 19 条 前条第 2 項又は第 3 項の規定により契約を解除したときは、第 10 条に定める契約保証金は、甲に帰属する。

(損害賠償)

第 20 条 第 18 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は、乙に対し賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第 21 条 乙は、賃貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、本物件を原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。また、乙は、事業契約に基づき甲が指示するときは、本物件について自らの費用負担により構造物等を全て撤去して原状に復さなければならない。

2 乙が前項の義務を怠り又は履行しないときは、甲が代わってこれを施行し、その費用を乙に求償することができる。

3 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その補償の責任を負わない。

(費用負担)

第 22 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 23 条 本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 24 条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(以下余白)

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (賃貸人)
大 阪 市
契約担当者

乙 (賃借人)
住 所
氏 名

別紙 1 本物件

別紙 11 市有財産定期建物賃貸借契約書（案）

（第 62 条第 2 項関係）

貸付人大阪市（以下「甲」という。）及び借受人〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、平成 28 年●月●日付大阪市海老江下水処理場改築更新事業事業契約書（以下「事業契約」という。）に基づく付帯施設の賃貸借のために、別紙「物件の表示」（以下「物件表示」という。）記載の建物（以下「本件建物」という。）について、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号。以下「法」という。）第 38 条に規定する定期建物賃貸借権の設定を目的として、次の条項を内容とする借家契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、甲及び乙が、本件建物に法第 38 条に基づく定期建物賃貸借権（以下「本件借家権」という。）を設定することを目的とする。

2 本契約により甲が乙のために設定する本件借家権は賃借権とする。

3 本契約は、法第 38 条の規定に基づくものであるから、法第 26 条・第 28 条及び第 29 条第 1 項並びに民法（明治 29 年法律第 89 号）第 604 条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、第 4 条の期間満了時において本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む）は行われず、賃貸借期間の延長も行われぬものとする。

（指定用途等）

第 2 条 乙は、本件建物を、事業契約に定める付帯施設の用に供するため、その全部について自ら使用し、他の目的に使用しない。ただし、本契約において別途認められる場合及びあらかじめ乙が甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（禁止用途）

第 3 条 乙は、本件建物を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用に供してはならない。

2 乙は、本件建物を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

3 乙は、本件建物を政治的用途・宗教的用途に供してはならない。

4 乙は、本件建物を地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供してはならない。

5 乙は、本件建物を悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に供してはならない。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

- 2 本契約は、前項に定める期間の満了により終了し、更新がない。
- 3 甲は第1項に規定する期間の満了の一年前から六月前までの間（以下「通知期間」という。）に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面をもって通知するものとする。
- 4 甲が前項の通知を怠ったときは、乙に対し賃貸借の終了を主張することができず、乙は第1項に定める期間の満了後においても、引き続き本件建物を賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から六月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第5条 乙は、月額金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を甲に支払わなければならない。ただし、消費税等の税率が変更された時は、その税率を適用した金額に変更する。

- 2 賃貸借期間の初日が月の日の初日でないとき、又は賃貸借期間の満了日が月の末日でないときの賃料は日割計算により算定する。
- 3 甲は、関係法令及び大阪市財産条例の改正並びに経済情勢の変動があったとき、又は近傍類似の物件の賃料に比較して不相当となったとき等、必要があると認めるときは、賃料を改定することができる。
- 4 前項の規定により、賃料を改定するときは、甲は改定通知書により乙に通知する。
- 5 前項の通知があったときは、第1項の規定にかかわらず、甲の指定する日以降の本契約に定める賃料は、当該通知額とする。

(支払方法)

第6条 乙は、賃料を毎月払いとし、次に定める期限までに別途甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

期間	納入期限
毎月1日から末日までの賃料	当月の 日

- 2 納入期限が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日を納入期限とする。

(延滞損害金)

第7条 乙は、前条の納入期限までに賃料を支払わないときは、納入期限の翌日から支払日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した延滞損害金を甲に支払わなければならない。この場合の

計算方法は、年365日の日割計算とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、大阪市財産条例第11条第1項に定める割合が改正された場合は、改正後の割合を適用するものとする。

なお、大阪市財産条例第11条第1項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(充当の順序)

第8条 甲は、乙が賃料及び延滞損害金を納付すべき場合において、納付された金額が賃料及び延滞損害金の合計額に満たないときは、先ず延滞損害金から充当する。

(契約保証金)

第9条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇〇円を甲に支払わなければならない。ただし、賃料を増額したとき、その他甲において必要があると認めるときは、契約保証金を増額する。なお、大阪市契約規則第37条第1項ただし書に基づき、甲から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項に定める契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 甲は、第1項に定める契約保証金をもって賃料、延滞損害金のほか本契約に生ずる一切の損害に充当することができる。この場合、契約保証金を充当してもなお不足が生じたときは、乙は、甲の請求により直ちにその不足額を支払わなければならない。

4 甲は、本契約が終了した場合において、乙が本契約に定める義務及び事業契約第65条第1項に定める義務をすべて履行し、甲に損害がないときは、乙の請求により第1項に定める契約保証金を乙に返還する。

5 第1項に定める契約保証金には、利息を付さない。

(電気の使用料等)

第10条 電気、ガス、水道等の使用料は、乙の負担とする。

(瑕疵担保責任等)

第11条 甲は、本件建物について、瑕疵担保及び危険負担の責任を負わない。

(修繕義務)

第12条 本件建物の部分的な小修繕は、乙が費用を負担して自ら行うものとする。

(使用上の制限)

第13条 乙は、本件建物について第2条に規定する使用目的の変更、又は本件建物の模様替等により現状を変更（本件建物の修繕及びその他軽微な変更を除く。）しようとするときは、事前に変更しようとする理由及び変更後の使用目的等を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等)

第14条 乙は、本件建物の賃借権を第三者に譲渡し又は本件建物を第三者に転貸しようとするときは、事前はその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(本件建物の転貸の条件)

第15条 乙は、前条に従って事前の書面による甲の承諾を得て、本件建物を第三者に転貸しようとする場合、次に定める条件に従う。

(1) 乙はあらかじめ書面により第三者と締結する転貸借契約（以下「建物転貸借契約」という。）の内容（転貸料を含む。）について明らかにして、甲の書面による承認を得なければならない。

(2) 建物転貸借契約は、本件借家権の存続期間の満了に係る、撤去等原状回復に要する期間を勘案し、適切な時期に終了するものとする。

- (3) 建物転貸借契約は、定期建物賃貸借とし、法第 38 条第 1 項の規定に従い、契約の更新がないこととする旨を定めなければならないこと。
- (4) 建物転貸借契約の締結に先立ち、観光振興施設の転借人に対し、法第 38 条第 2 項の規定による説明を行わなければならないこと。
- (5) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、乙が暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に対して転貸してはならないこと。
- (6) 建物転貸借契約において、次に掲げる定めを置くこと。
 - ア 転貸する本件の用途についての定め
 - イ 再転貸する場合（再転貸先の変更を含む。）には甲の書面による事前承諾を得る旨の定め
 - ウ 転貸借に関する権利譲渡禁止の定め
 - エ 上記各規定に反した場合に建物転貸借契約を無催告解除できる旨の定め

（善管注意義務）

第 16 条 乙は、善良な管理者としての注意をもって本件建物を使用しなければならない。

（滅失又はき損等）

第 17 条 乙は、本件建物が滅失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

2 乙は、乙の責任に帰すべき事由により、本件建物が滅失又はき損、若しくは第三者に占拠されたときは、甲の指示に従い乙の責任において、これを原状に復旧しなければならない。

（届出義務）

第 18 条 乙又はその包括承継人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこれを甲に届け出なければならない。

(1) 乙の住所、氏名に変更があったとき

(2) 相続又は会社の合併若しくは分割により賃借権の承継があったとき

（実地調査等）

第 19 条 甲は、本件建物について随時その状況を実地に調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（契約解除）

第 20 条 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本件土地を必要とするときは、賃貸借期間中といえども本契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸借期間中といえども本契約を直ちに解除することができる。

(1) 乙が、賃料を納入期限後 3 月以内に支払わないとき

(2) 乙が、本契約の条項に違反したとき

(3) 乙の責めに帰すべき事由により事業契約が解除又は終了したとき

(4) その他、乙に本契約を継続し難い重大な背信行為があったとき

3 甲は、前項に定めるもののほか、乙が暴力団員等に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(契約の終了)

第21条 天災地変その他不可抗力（経年による劣化を含む）により本件建物が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要するなど本契約の継続が不可能になったとき、本契約を終了する。

(契約保証金の帰属)

第22条 第20条第2項又は第3項の規定により本契約を解除したときは、第9条に定める契約保証金は、甲に帰属する。

(違約金)

第23条 乙は、第2条第1項、第3条、第14条第1項又は15条に定める義務に違反したときは、賃料年額に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙は、第13条第1項の本件建物の模様替等による現状変更に係る事前承認を受ける義務又は第19条に定める義務に違反したときは、賃料4月分に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第20条第3項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、賃料年額に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前3項に定める違約金は、第24条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第24条 第20条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害あるときは、甲は、乙に対し賠償を請求することができる。

(既納金の損害金への充当等)

第25条 第20条の規定により本契約を解除した場合において、第9条第2項から第4項までの規定は賃料についても準用する。

(原状回復義務)

第26条 乙は、賃貸借期間満了のときはその期日に、又契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、甲が承認する場合を除き、自己の所有又は保管する物件を全部除去し、造作加工したものがあれば、すべてこれを原状に復したうえ、甲乙立会いのもとに本件建物を甲に返還しなければならない。

2 乙が、前項の義務を怠り又は履行しないときは、甲が代わってこれを施行し、その費用を乙に求償することができる。

3 前項の場合において、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その補償の責任を負わない。

(有益費等請求権の放棄)

第27条 乙は、本件建物に投じた有益費、必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しない。

(疑義の決定)

第28条 本契約に定めのない事項については、大阪市財産条例、大阪市財産規則、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとし、その他本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第29条 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(以下余白)

上記契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲、乙並びに連帯保証人記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (賃貸人)
大 阪 市
契約担当者

乙 (賃借人)
住 所
氏 名

物件の表示

(本件建物の表示)

所在_____

構造_____造_____階建

床面積_____m²

用途_____

別紙 12 性能保証の除外事由

(第 45 条第 2 項関係)

- (1) 乙に提出された引継対象業務に係る業務報告書の記載内容により、運転管理マニュアル及び保守点検マニュアルに従った方法及び内容のとおり甲が引継対象業務を行っていたこと（以下「適正な引継対象業務の実施」という。）が合理的に認められることを、甲が証明できなかった場合（ただし、本施設の性能保証対象性能が達成又は維持できなかったことが、適正な引継対象業務の実施が行われなかったことに起因しない場合を除く。）

- (2) 第 46 条に基づく引継対象業務の乙から甲への引継ぎの完了後において、甲が引継対象業務に係る業務報告書を、甲が、乙が要求したにもかかわらず乙に提出しなかった場合（甲が引継対象業務に係る業務報告書を作成していなかった場合を含む。）